

ぐんま乗換コンシェルジュロゴ取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、群馬県以外の者が、ぐんま乗換コンシェルジュロゴ（以下「ロゴ」という。）を使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴに関する権限)

第2条 ロゴに関する一切の権限は、群馬県に属する。

(使用の承認)

第3条 ロゴを使用しようとする者は、あらかじめ群馬県知事（以下「知事」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 市町村等の公共団体等が使用する場合
- (2) 交通事業者が使用する場合
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (4) その他使用承認の手続きを必要としないと知事が認めた場合

(使用の申請)

第4条 前条の承認を受けようとする者は、ロゴ使用承認申請書（様式1）に次の各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、知事が認める団体等が申請を行う場合は、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) ロゴの使用内容がわかる企画書等
- (3) その他知事が必要と認める書類

(使用承認の基準)

第5条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、当該使用が群馬県のイメージアップあるいは公共交通機関の利用促進につながると認めるときは、使用を承認するものとする。

2 ロゴの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事はこれを承認しないものとする。

- (1) 群馬県の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (2) 消費者の利益を害するものと認められる場合
- (3) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- (4) 公序良俗に反するものと認められる場合
- (5) その他承認することを知事が不相当と認めた場合

(使用承認の条件)

第6条 知事は、使用承認のために必要があると認める場合には、ロゴの使用方法その他について、条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第7条 ロゴを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用項目のみに使用すること。
- (2) 別に定める「ロゴパターン」に従って正しく使用すること。
- (3) ロゴの一部のみを使用したり、又は変形したり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。ただし、知事が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (4) 当該使用に係る物件の写真等を速やかに知事に提出すること。

(承認内容の変更等)

第8条 ロゴを使用する者が、使用承認の内容について、変更しようとする場合は、あらかじめ変更申請書(様式2)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときには、変更を承認するものとする。

(承認の取消し等)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取消し、ロゴを使用する者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) ロゴを使用する者が、この要領に違反した場合
- (2) ロゴを使用する者が、使用承認に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他ロゴの使用継続が不相当であると認められた場合

- 2 知事は、ロゴを使用する者に、ロゴの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(経費等の負担)

第10条 群馬県は、本要領によりロゴ使用の承認を行った事業に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第11条 群馬県は、ロゴ使用に係る損失補償等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 本要領に定めるもののほか、ロゴ使用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年2月14日から適用する。

ぐんま乗換コンシェルジュロゴ〈カラー〉



ぐんま乗換コンシェルジュロゴ〈モノクロ〉

